

## 裁判所からの不当請求??

### 裁判所からみの不当請求の手口

#### ☆ 裁判所の制度を悪用した手口

裁判所の「支払督促制度」や「少額訴訟制度」を悪用。裁判所の通知を無視すると消費者に不利益になることも。

#### ☆ 裁判所をかたった手口

事業者が裁判所の名前をかたって裁判所への出廷要請などを送りつけてくる。記載されている連絡先は、裁判所ではなく裁判所を装っている事業者のもの。

### 対策は・・・

裁判所から封書が来た場合は、相手には連絡せず、まず消費生活センターにご相談下さい。

実際に裁判所から通知は、「特別送達郵便」という封書でくるため、裁判所からハガキで通知がくることはありません。

実際の裁判所からの不当請求は非常にまれな事例です。相談の多くは事業者からのハガキによるものです。

**ハガキでの請求は無視して大丈夫！！**

### 商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ 7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。